

# 森林環境保全型サウナゴヤモデル事業運営管理業務委託仕様書

## 1. 業務名

森林環境保全型サウナゴヤモデル事業運営管理業務委託

## 2. 目的

本仕様書は、業務受託者（以下「受託者」という。）が行う内容及び履行方法について定めることを目的とする。

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 4. 備品の仕様

### ●基本仕様

屋根	ガルバリウム鋼板立平葺/アスファルトルーフィング/構造用合板 t-24 mm※垂木なし
外壁	桧羽目板張（脳天釘打ち）/透湿防水シート
床	桧羽目板張 t-30 mm/根太@303/スタイロフォーム t-30 mm
内装	桧羽目板張 t-30 mm（直張）
天井	桧羽目板張 t-30 mm
木製ドア	桧無垢材ガラス入り（建具工事）
サッシ	木製枠+耐熱ガラス
ストーブ	モキ製作所 MS-30
階数	1階建て
延床面積	7.28 m <sup>2</sup>
定員	4～5名
備考	温度計・湿度計・換気口・桧ベンチW1200×4・木製踏み台

### ●その他

小屋は移動可能サイズ（4tトラック荷台許容範囲）としている。転倒防止の為に固定ワイヤーを設置可能である。取り外しも容易であり、移動もスムーズに行える。独立基礎にすることにより、重機による土木工事をなくし、敷地環境を崩さない事と運営サイドの自由度が生まれる。

耐熱については関係機関と協議しクリアできている。衛生面については清掃が容易になるよう固定式ベンチではなく、取り外し可能なベンチにする。

## 5. 業務の内容（運営・管理）

### （1）業務の基準

（ア）備品設備の維持管理に関する業務

（イ）備品設備の利用の許可及び利用料金に関する業務

（利用料金の減額若しくは免除又は返還に関する業務を含む）

（ウ）利用者へのサービスの向上のための物品の販売、提供等に関する業務

(エ) その他町長が必要と認める業務

(2) 備品設備の維持管理に関する業務

備品設備の機能を良好に保ち、円滑な運営を行うために、次に定める管理項目により、効果的、効率的な管理を実施すること。また、光熱水費は受託者が負担すること。

なお、実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。

ア 建物及び設備の保守管理

建物の外観及び内装については、機能低下を防ぐとともに美観の維持に努めること。また、備品や設備の機能管理に努めること。

著しい損傷や機能低下を発見した場合は、すぐに町に報告し、対応を協議すること。

イ 清掃

備品設備の衛生環境を維持するため、適切な清掃業務を行うこと。

ウ 受付案内

利用者に対する受付業務や案内業務を行うこと。

エ 危機管理

緊急時における通報連絡体制の確立や対応マニュアルの整備を行い、適格かつ迅速な対応が図られるよう務めること。

6 職員の配置等

受託者は、前項に規定する運営管理業務（以下「本業務」という。）を実施するため、適正な人員を配置すること。

7 修繕、保守管理

(1) 修繕

ア 受託者が自己の事情により改築等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ町の承認を受けるものとし、その費用は受託者が負担するものとする。

また、受託者は、そのものについての権利を将来にわたり主張することができないものとする。

ウ 備品設備の管理に係る修繕の経費負担については、町と指定管理者が協議するものとする。

(2) 保守管理

警備業務及び各種設備関係の保守管理については、受託者が全て行うこと。

8 保険への加入

受託者は、本仕様書に定める自らのリスクに対して、賠償責任保険に加入すること。

9 業務実績報告書の提出

受託者は、毎年度終了後30日以内に次の事項を記載した業務実績報告書を提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 利用状況

- (3) 利用料の収入実績
- (4) 管理経費等の収支状況等
- (5) その他町長が指示する事項

#### 10 個人情報の保護

指定管理者は、施設の管理運営を行うにあたって取扱う個人情報については、別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に取扱うこと。

#### 11 契約に関する事項

町と受託者は、本業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき契約書を締結する。

#### 12 その他の事項

- (1) 本業務の成果は、すさみ町（産業振興課）に帰属する。
- (2) 本業務実施に際して、すさみ町産業振興課と緊密な連絡を取り合い遂行すること。協議内容、活動日時等の記録を残し成果品を提出すること。
- (3) この仕様書に規定するもののほか、本業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、町と受託者が協議し決定するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

すさみ町（以下「甲」という。）と森林環境保全型サウナゴヤモデル事業運営管理業務受託者（以下「乙」という。）は、備品の運営管理に当たり取り扱う個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の収集、利用等について、次のとおり定めるものとする。

### （基本的事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （秘密の保持）

第2条 乙は、業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約締結期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （収集の制限）

第3条 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （適正管理）

第4条 乙は、業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （利用及び提供の制限）

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### （複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、業務の処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### （再委託の禁止）

第7条 乙は、業務を行うための個人情報の処理は、自らが行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

### （資料等の返還等）

第8条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### （従事者への周知）

第9条 乙は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知り得た個人情報を他にも漏らしてはならないことを周知しなければならない。

### （実地調査）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況に

ついて、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。